

2026年1月

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

「スカイオーシャン・コアラップ（安定型／成長型）」の
目論見書「ファンドの費用」欄における記載内容の見直しについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「スカイオーシャン・コアラップ（安定型／成長型）」の目論見書における「ファンドの費用」欄につきまして、投資家の皆さまに費用の内容をよりわかりやすくご理解いただけるよう、下記の通り記載内容の改善を行うことといたしました。

本件の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後ともご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンドおよび見直し時期

- (1) 対象ファンド 「スカイオーシャン・コアラップ（安定型／成長型）」
- (2) 見直し時期 2026年4月11日（目論見書の定例改版に合わせて見直しを行います）

2. 経緯および趣旨

- (1) 特定の指標、戦略、ファンド等の投資成果に債券価格が連動する仕組み債券につきましては、一般にその組成・運営に関連して一定の費用負担が生じます。これら費用の目論見書上の取り扱いは一般社団法人投資信託協会の規則等において規定されていないため、これまで弊社では参考情報として掲載しておりました。
- (2) 今般、改めて弊社内で検討いたしました結果、これら費用を信託報酬率に加えた実質的な負担（以下、「実質報酬率」といいます。目論見書の「実質的な負担」欄に記載されている数値です。）を記載することが投資家の皆さまのご理解を深めることになると判断し、本件見直しを行うものです。
- (3) なお、本件は目論見書記載上の見直しであり、投資家の皆様にご負担いただく費用に変更は生じません。

3. 「ファンドの費用」欄の記載内容の見直しについて

- (1) 「投資対象とする投資信託証券」欄に「実質的に投資対象とする仕組み債券の発行・管理手数料等」を追加し、「他の費用・手数料」欄から同趣旨の文言を削除するなど注釈を適宜修正します。
- (2) 「実質的な負担」の算出に際し、仕組み債券関連費用を計上いたします。

以上



スカイオーシャン・アセットマネジメント

《ご参考：変更内容のイメージ》

目論見書 記載項目		見直し後		見直し前（現行）	
運用 管理 費用 (信 託報 酬 率)	当ファンド	純資産総額に対して 年率 1.386% (税抜 1.26%)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	純資産総額に対して 年率 1.386% (税抜 1.26%)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して 年率 0.151%～0.972%程度 (税込)	投資対象とする投資信託証券にかかる信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価 実質的に投資対象とする仕組み債券の発行・管理手数料等	純資産総額に対して 年率 0.196%～0.512%程度 (税込)	投資対象とする投資信託証券にかかる信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価
	実質的な負担	純資産総額に対して 年率 1.537%～2.358%程度 (税込)	純資産総額に対して 年率 1.582%～1.898%程度 (税込)		
その他の費用・手数料		有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用、投資対象ファンドの買付・解約にともなう信託財産留保額等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。	有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用、投資対象ファンドの買付・解約にともなう信託財産留保額等をその都度、監査費用、ファンダが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用等を日々、ファンドが負担します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンダが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用等 は、仕組み債券の発行・管理にあたり発行者等に支払う手数料、仕組み債券の運動対象となるファンドおよびファンダが組み入れるヘッジファンド等の運用者に支払う運用報酬（成功報酬を含みます。）等

